

令和8年度

石油ガス流通合理化対策事業費補助金

(石油ガスの流通合理化及び取引の適正化等に関する支援事業費のうち
石油ガス地域防災対応体制検討事業に係るもの)

【申請の手引き】

- 公募申請の一連の流れにおいて、特に重要な部分等を抽出し簡略的に説明します。
- 申請における留意点など詳細については必ず【公募要領】をご確認ください。

石油ガス流通合理化地域防災事務局
(パシフィックコンサルタンツ株式会社)

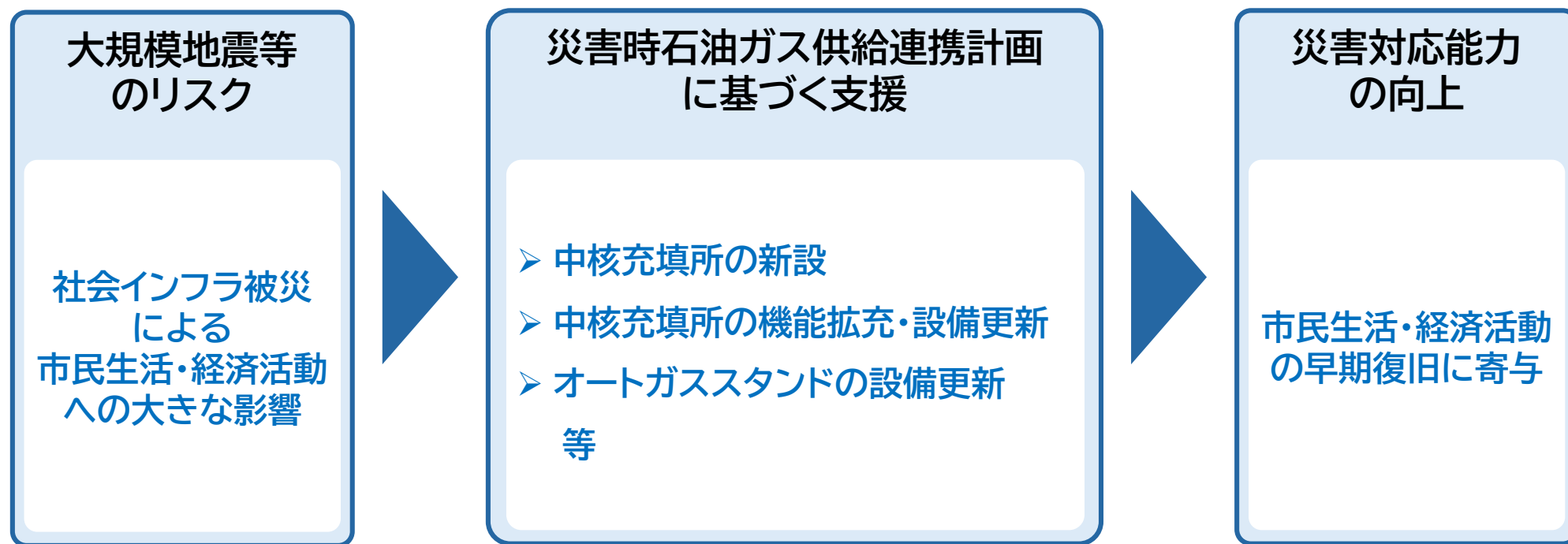
目次

1. 補助事業の目的	2
2. 補助事業のスキーム	3
3. 事業スケジュール（公募公表～間接補助事業完了）	4
4. 補助対象事業	5
5. 補助対象事業者	6
6. 補助金交付の要件	8
7. 審査・採択	13
8. 公募申請	14
9. 交付決定	17
10. 問い合わせ先	18

1. 補助事業の目的

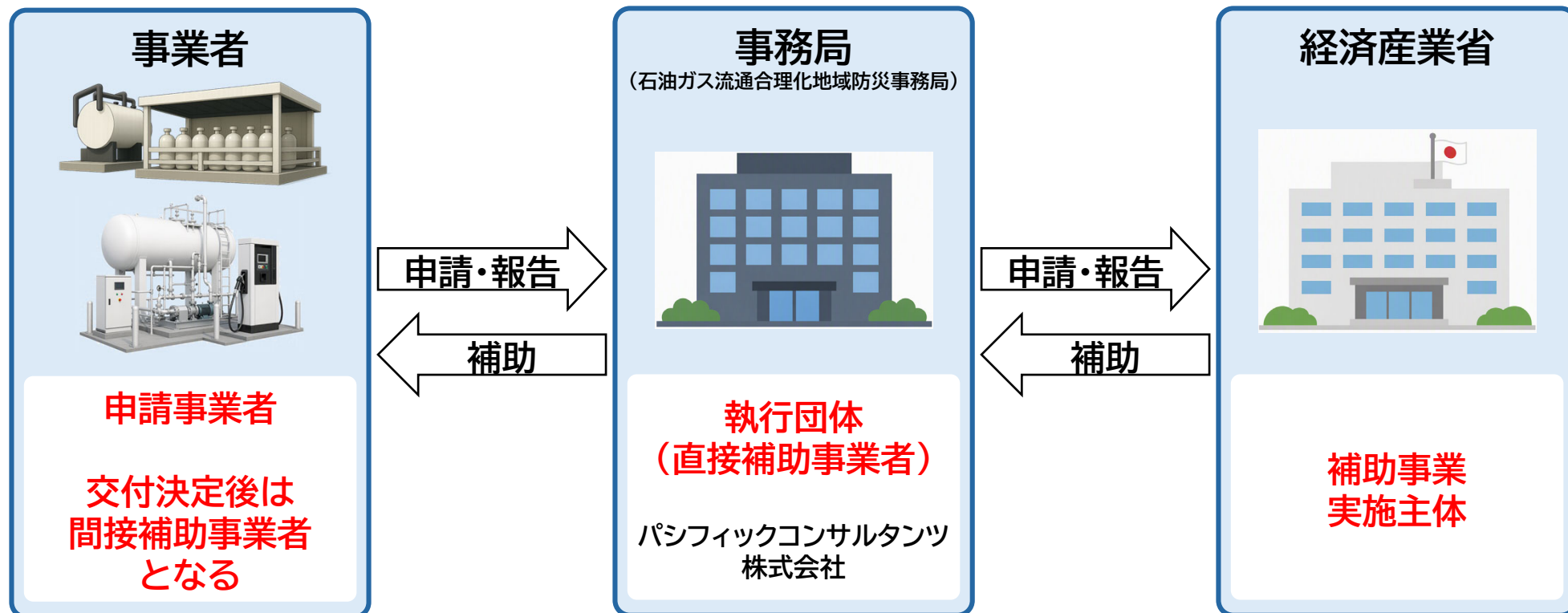
本事業は、今後想定される大規模地震等に備え、LPガス販売事業者等が行う、災害時石油ガス供給連携計画に基づく石油ガスの防災対応体制の検討として、**中核充填所の新設、既存の中核充填所の機能拡充、設備更新**及び緊急時における地域の防災拠点となりうる**オートガスタン드의設備更新**に係る費用等を支援します。

これにより、**災害対応能力の向上を図る**ことを目的とします。

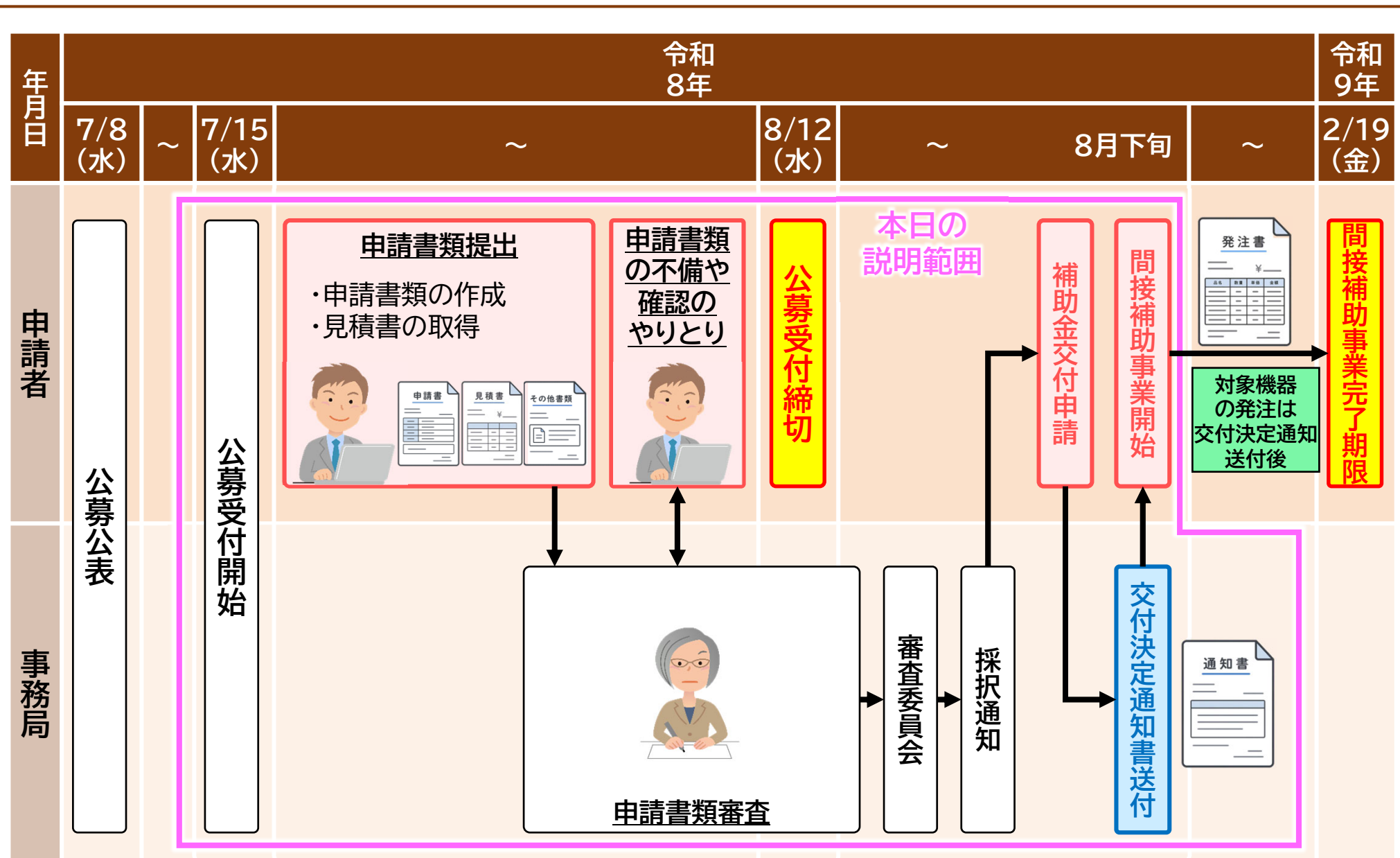


2. 補助事業のスキーム

本事業は、経済産業省補助事業の執行団体（直接補助事業者）として、パシフィックコンサルタンツ株式会社が事務局（石油ガス流通合理化地域防災事務局）を務め、事業者の申請書類等の受付、審査、補助金交付等の業務を実施します。
なお、申請事業者は、交付決定後【間接補助事業者】となります。



3. 事業スケジュール（公募公表～間接補助事業完了）

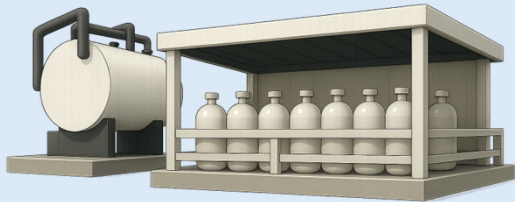
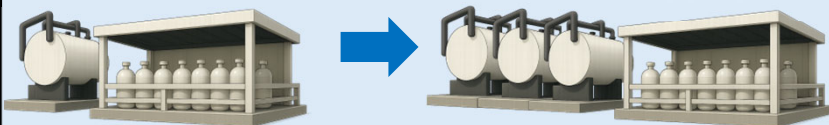
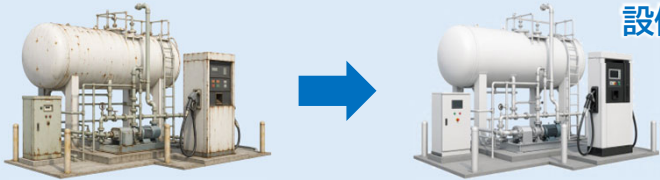


4. 補助対象事業

補助対象事業は、以下の①～⑤の事業です。

基礎要件、加点要件は後述

補助対象事業

①	中核充填所の新設を行う事業 (以下「 中核充填所新設事業 」という。)	 新設
②	既存の中核充填所の機能拡充(非常用自家発電設備の嵩上げ)を行う事業 (以下「 非常用自家発電設備嵩上げ事業 」という。)	 設備嵩上げ
③	既存の中核充填所の機能拡充(貯蔵容量の拡充)を行う事業 (以下「 貯蔵容量拡充事業 」という。)	 容量拡充
④	既存の中核充填所の設備更新(衛星電話等の緊急用通信設備等の更新)を行う事業 (以下「 衛星電話設備等更新事業 」という。)	 通信設備等更新 ※中核充填所の機能発揮に必要な全ての設備が補助対象です 補助対象を緊急用通信設備に限定するものではありません
⑤	地域の防災拠点となりうる既存のオートガススタンドの設備更新を行う事業 (以下「 オートガススタンド更新事業 」という。)	 設備更新

5. 補助対象事業者(1)

本事業に申請できるのは、次の a～dまでの要件を満たす民間企業等です。

- a. 日本に拠点を有していること。
- b. 本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- c. 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- d. 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。

5. 補助対象事業者(2)：共同申請

共同申請をする場合は、代表事業者を決めて、申請及び事業を実施してください。
申請者間で取り決めた契約書等(様式自由)の写しの提出が必要です。
契約書等には、以下の内容が含まれていることが必要です。

- A) 申請者同士が連帯責任を負うことについて
- B) 申請者間の役割分担の明確化について(代表申請者の選定も含む)
- C) 補助事業に係る財産処分制限期間終了まで連帯責任を負い続けることについて
- D) 補助事業に係る財産処分制限期間終了までの構成員の脱退禁止について
- E) 補助事業に係る財産処分制限期間終了までの構成員の破産又は解散時の分担業務完了方法について
- F) 財産の適切な管理者及び財産の管理方法を明確化することについて

6. 補助金交付の要件(1)：補助率および補助金上限額

補助率および補助金上限額は表のとおりです。
補助金上限額は1件あたりの額とします。

対象事業	補助率	補助上限額
①中核充填所新設事業	2/3以内	20百万円／件
②非常用自家発電設備嵩上げ事業	10/10以内	5百万円／件
③貯蔵容量拡充事業	1/2以内	3百万円／件
④衛星電話設備等更新事業	2/3以内	15百万円／件
⑤オートガススタンド更新事業	1/2以内	20百万円／件

6. 補助金交付の要件(2)：補助対象経費

補助対象経費は、補助事業の遂行に直接必要な経費及び補助事業成果の取りまとめに必要な経費です。

対象事業	補助対象経費
①中核充填所新設事業	・ <u>中核充填所の新設</u> における設計費、設備費、工事費、システム稼働確認費、その他事業を行う上で特に必要と認められる経費
②非常用自家発電設備嵩上げ事業	・ <u>既存の中核充填所の機能拡充(非常用自家発電設備の嵩上げ)</u> における設計費、設備費、工事費、システム稼働確認費、その他事業を行う上で特に必要と認められる経費
③貯蔵容量拡充事業	・ <u>既存の中核充填所の機能拡充(貯蔵容量の拡充)</u> における設計費、設備費、工事費、システム稼働確認費、その他事業を行う上で特に必要と認められる経費
④衛星電話設備等更新事業	・ <u>既存の中核充填所の設備更新(衛星電話等の緊急用通信設備等の更新)</u> における設計費、設備費、工事費、システム稼働確認費、その他事業を行う上で特に必要と認められる経費
⑤オートガススタンド更新事業	・地域の防災拠点となりうる <u>既存のオートガススタンドの設備更新</u> (充填機、防爆設備、自家発電機等の更新)における設計費、設備費、工事費、システム稼働確認費、その他事業を行う上で特に必要と認められる経費

6. 補助金交付の要件(3)：補助対象要件

①中核充填所新設事業

要件

- ・応募書類がすべて提出されていること
- ・**新設する中核充填所**においては、補助事業を遂行するために必要な**下記の要件を満たす**こと

【機能要件】

- i. 年間輸入量が50万トン以上の石油ガス輸入事業者、または年間販売量が概ね5万トン以上の石油ガス販売事業者もしくは当該事業者と資本関係にある関係会社が所有していること
- ii. 貯蔵量30トン以上の貯槽及び200平米(m²)以上のプラットフォームがあること
- iii. 国道など幹線道路の近くに位置していること
- iv. 施設を所有又は運営する事業者は、都道府県を超えた2つ以上の営業拠点を持ち、災害時に当該地域内で作成する共同計画に参画している他社からの要請に対し、地域外営業拠点からの増員などによる復旧・応援体制が、自律的に整えられること
- v. 上記 i ～ iv を満たしていない場合でも、地域における石油ガスの安定供給維持のため、i の要件を満たす事業者と資本関係にあるか、または配送、供給契約等(当該充填所が被災時、自社従業員が罹災した場合においても、当該充填所を中核充填所として稼働させるに足る人的支援を約する内容を含む、覚書・協定書も可)を締結している事業者が所有し運営する充填所(事務局が必要と認める場合に限る)

【設備要件】

- i. 石油ガス非常用発電設備／電力供給網が被災により遮断された場合においても、自らが貯蔵する石油ガスを燃料とする自家発電設備により、石油ガスの充てんを始めとした事業を継続できる電力の確保が可能であること
- ii. 緊急用通信設備／被災により既存通信インフラが途絶もしくは接続が著しく困難になった場合においても、外部との連絡が取れる設備(総務省の認可を受けているもの)により、行政官庁等への連絡、報告が取れること
- iii. その他、被災時においても一定量の石油ガス供給が可能な充てん設備等

6. 補助金交付の要件(4)：補助対象要件

②非常用自家発電設備嵩上げ事業

要件

- ・応募書類がすべて提出されていること
- ・応募申請時に中核充填所の保有又は運営を行っていること
- ・各自治体において定めるハザードマップ(国土交通省「ハザードマップポータルサイト」を参照)において、水害危険地域として定められている地域で中核充填所の保有又は運営を行っている事業者

③貯蔵容量拡充事業

要件

- ・応募書類がすべて提出されていること
- ・応募申請時に中核充填所の保有又は運営を行っていること
- ・本事業により、貯蔵容量が30トン以上となること

6. 補助金交付の要件(5)：補助対象要件

④衛星電話設備等更新事業

要件

- ・応募書類がすべて提出されていること
- ・応募申請時に中核充填所の保有又は運営を行っていること
- ・対象設備を更新すべき明確な理由を有すること

【更新すべき明確な理由(例)】

(例1) 中核充填所にて使用している衛星電話のサービスが既に終了または2027年内での終了を予定しており、別通信事業者・機器に乗り換える必要がある

(例2) 設備が故障しており、部品の調達困難等により修理不能であるため、他設備に更新する必要がある

※中核充填所の機能発揮に必要な全ての設備が補助対象であり、補助対象を緊急用通信設備に限定するものではありません

⑤オートガススタンド更新事業

要件

- ・応募書類がすべて提出されていること
- ・応募申請時に地域の防災拠点となりうるオートガススタンドを保有又は運営を行っていること
- ・対象設備を更新すべき明確な理由を有すること

【更新すべき明確な理由(例)】

(例) 設備が故障しており、部品の調達困難等により修理不能であるため、他設備に更新する必要がある

7. 審査・採択

申請された事業の審査は、有識者で構成される審査委員会において、応募書類をもとに非公開で行います。審査は以下の手順にて2段階で実施します。

基礎審査: 補助対象要件への適合性を確認する審査
(要件は公募要領「1-6. 補助金交付の要件 (4) 補助対象要件」を参照)

加点審査: 基礎審査を通過した応募の中から、以下の審査基準に基づいて、採択順位を決定します。採択については、予算の範囲内にて行います。

対象事業	加点要件
①中核充填所新設事業	・既存の中核充填所の運営を行う事業所からの道路距離が最も遠い位置で補助事業を実施する事業者
②非常用自家発電設備嵩上げ事業	・既存の中核充填所の運営を行う事業所からの道路距離が最も遠い位置で補助事業を実施する事業者
③貯蔵容量拡充事業	
④衛星電話設備等更新事業	・既存の中核充填所の運営を行う事業所からの道路距離が最も遠い位置で補助事業を実施する事業者
⑤オートガススタンド更新事業	・液化石油ガスを燃料とする自動車向けのオートガススタンドであって、地震・津波・噴火・その他の自然災害時において、地域防災の拠点となりうることについて説明が行われていること ・ハザードマップ上の津波の危険地域でなく、かつ近隣にある同種のオートガススタンドから最も遠い位置で補助事業を実施する事業者

8. 公募申請(1)：申請期間・受付方法

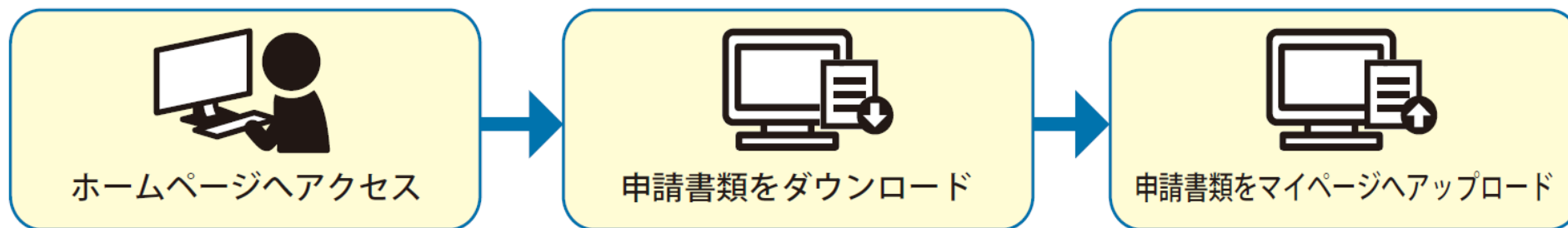
本事業の申請受付期間は、以下のとおりです。

令和8年7月15日(水)13:00

～

令和8年8月12日(水)17:00

申請システムへのアップロードにて受付けています。



- ホームページにアクセスし、**【資料ダウンロード】タブ**から申請書類などをダウンロードして、作成してください
- 申請書類のアップロードは、**『ファイルアップロードシステムの手引き』**をご確認ください。

8. 公募申請(2)：提出書類(提出が必須な書類)

応募に必要な書類のうち提出が必須の書類は、以下のとおりです。

番号	資料名			備考
01_	(応募様式)公募申請書			・対象事業①～⑤ごとに提出 ・(4)補助対象要件及び(2)加点審査基準における補助対象事業の要件を確認できる書類及び加点要件を確認できる書類を添付 ・次頁「添付必須書類一覧」参照
02_	証明書 (①～③のうち該当するもの)	①	登記事項証明書のうち、現在事項全部証明書	・申請者が法人の場合のみ ・3か月以内に取得したもの ・共同申請の場合、全申請者分
			パンフレット、ホームページ掲載等の会社概要	・申請者が法人の場合のみ ・共同申請の場合、全申請者分
		②	納税証明書(その1)	・申請者が個人事業主の場合のみ ・3か月以内に取得したもの ・共同申請の場合、全申請者分
			印鑑証明書(原本)	・申請者が個人事業主の場合のみ ・3か月以内に取得したもの ・共同申請の場合、全申請者分
			住民票(原本)	
		③	定款	・申請者がリース事業者の場合のみ ・①もしくは②と併せて③を提出 ・共同申請の場合、全申請者分
03_	財務諸表 (すべて)	損益計算書		・直近3年分 ・共同申請の場合、全申請者分
		貸借対照表		
04_	見積書			・3社分 ※申請時～事業完了の間、有効なもの ・設備費及び設計・工事費については、公募申請書に記載された技術ごとの内訳額が記載してあること
05_	液化石油ガス販売事業報告書(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第132条に規定するもの)			・直近のものの写し ・複数事業所がある場合、各事業所分 ・共同申請の場合、全申請者分 (液化石油ガス販売事業者のみ)

8. 公募申請(3)：提出書類(該当する場合提出する書類・要件確認書類)

応募に必要な書類のうち該当する場合に提出する書類は、以下のとおりです。

番号	資料名		備考
06_	共同申請関連書類 (すべて)	共同申請者間における契約書(写し)	・共同申請者がいる場合のみ ・「1-6.申請資格【共同申請について】」参照
		代表申請者住所・連絡先、担当者の所属・連絡先が記載された名刺等(写し)	
07_	その他、事務局が別途求めるもの		

また、各事業において、補助対象要件確認書類、および加点要件確認書類の提出が必要です。

詳細は、公募要領【事業ごとの添付必須書類一覧】をご確認ください。

9. 交付決定

採択事業者には、採択通知を送付しますので、申請者は、事務局に交付申請書等の必要書類を提出してください。提出資料を確認し、交付決定通知書を送付します。

番号	資料名	備考
01	(様式第1)交付申請書	・様式第1の別紙1「補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額」(共同申請の場合、別添「補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額(申請者別)」も含む)及び別紙2「役員名簿」(<u>法人の場合のみ</u>)含む ※ 共同申請の場合、全申請者分社内外問わず取締役、会計参与、監査役を記載
02	(別紙)暴力団排除に関する制約事項	・共同申請の場合、全共同申請者分

- 間接補助事業の開始日は、事務局が交付決定通知書を発行した日です。
- 間接補助事業の開始日より前に発注した機器等は補助対象経費として認められませんので十分にご注意ください。
- 採択決定後から交付決定までの間に、事務局及び経済産業省との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。当該変更を踏まえた交付申請をいただけない場合には、交付決定をできませんのであらかじめご了承ください。

10. 問い合わせ先

本事業に関するお問い合わせ先は下記の通りです。

石油ガス流通合理化地域防災事務局
(石油ガス地域防災対応体制検討事業)

TEL : 050-5577-0391

(受付時間: 平日10:00~12:00、13:00~16:00)

E-mail: oilgas@og.pacific-hojo.jp

- ※プロジェクト番号(A10XXX)をご用意の上お問い合わせ下さい。
- ※お問い合わせの内容によりましては、回答までにお時間を要する場合があります。
- ※上記以外へお問い合わせされた場合、回答できない場合がございます。
- ※社外からの添付ファイル付きメールの受信に制限をかけている場合は、申請前に上記のメールアドレスからの制限を解除するよう設定してください。